

前橋市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、都市計画部、消防局、監査委員事務局の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年10月9日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

内 監

平成30年10月9日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前橋市議会議長 三 森 和 也 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	中 里 武
同	笠 原 久

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

都市計画部

建築住宅課

消防局

総務課、予防課、警防課、通信指令課

監査委員事務局

2 監査期間

平成30年8月24日から同年10月9日まで

3 監査対象

平成30年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて平成29年度も対象としました。

4 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

5 所属別監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 都市計画部建築住宅課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 消防局総務課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 消防団運営交付金について（指摘事項）

消防団運営交付金から交付している女性消防隊運営交付金において、平成29年度まで交付額や対象経費などについて何ら定めなく交付しており、女

性消防隊運営費に係る取扱いを速やかに定めるべきとした前回の監査指摘事項に対する改善が不十分な状況であった。

また、交付額算出において、平成30年4月1日に定めた各地区女性消防隊運営交付金の取扱いに関する要領では、配分基礎額を隊員一人あたり年間1万円と規定しているが、各地区女性消防隊の規約に定める隊員数を算出基礎としているため、実態とは異なる隊員数で算出している状況が見受けられた。

女性消防隊の活動実態に合った交付金額の算定を行うため、算出基礎について見直しを図るとともに、消防団運営交付金の使途や運用方法について各消防団への指導を強化し、適正な交付金の執行に努められたい。

イ 消防局全体における内部統制の整備について（要望事項）

今回の定期監査において、消防局全体として、契約事務における基本的な事務処理誤りが多数見受けられた。このことは、契約関連規程等の確認不足などによる担当職員の認識誤りに起因しているものだけではなく、所属独自の誤った解釈により、係員相互での確認や管理職によるチェック体制が機能せず、誤りにつながっている状況もあると考える。

今回の定期監査の結果を踏まえ、管理職を始めとして職員一人ひとりが、契約事務に関わる事務処理手続きの基本的な検証を行い、適正な事務の遂行に努めるとともに、総務課がリーダーシップを発揮し、消防局全体における内部統制機能の強化を図られたい。

(3) 消防局予防課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 消防局警防課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 消防局通信指令課（指摘事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

緊急通報用電話に係る位置情報通知システム（統合型：NTT固定電話）の提供に関する契約、多言語通訳サービス業務において、見積合わせを総額で執行し、内訳書の提出を受けていないにもかかわらず、内訳金額を記載した契約書を作成し契約を締結していた。

また、多言語通訳サービス業務については、見積もりに含まれていない項目を記載したうえに、異なる内容の記載された2つの契約約款を添付した契約書を作成し契約を締結していた。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(6) 監査委員事務局

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。